

地方独立行政法人三重県立総合医療センター奨学寄附金受入審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター寄附金等取扱規程第5条第2項の規定に基づき、三重県立総合医療センター奨学寄附金受入審査会（以下「審査会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学寄附金)

第2条 奨学寄附金とは、当法人の業務に資する目的で当法人に寄附する現金又は有価証券のうち、研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金をいう。

(審査会の構成)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 院長
 - (2) 副院長
 - (3) 救命救急センター長
 - (4) 看護部長
 - (5) 事務局長
 - (6) 事務局次長兼経営企画課長
- 2 議長は、院長を充てる。
- 3 議長は、審査会を主宰し、奨学寄附金受入の可否等を決する。
- 4 議長に事故がある時は、予め議長が指名した者がその職務を代行する。

(審査会の開催)

第4条 審査会は、寄附の申し出があった時に速やかに開催する。

- 2 審査会は、議長が招集する。
- 3 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を審査会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 審査会は、構成員の出席ができない場合には、代理出席を認めることができるものとする。

(所管事項)

第5条 審査会は、次の各号に掲げる事項を扱うものとする。

- (1) 奨学寄附金の受入の可否の決定に関すること。

(2) 奨学寄附金の利用方法（研究内容、研究代表者等）の決定に関すること。

(3) その他、奨学寄附金の受入及び利用に際し必要な事項

(事務局)

第6条 審査会に係る事務は、事務局経営企画課が行うものとする。

(協議事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、審査会で協議のうえ、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。